

この医療保険改正法は、患者保護及び無理のない医療保険法（Patient Protection and Affordable Care Act）のもとに、医療の質と効率性を掲げているが、反対する人達には別の理由があるようだ。購入したくない物を無理に押し付けられることは、根本的に「自由の侵害である」ということである。また、政府の権限が拡大する可能性を懸念する議員や一般の国民もこの医療改正法に反対している。一方、支持派は逆に「自由が拡大する」と主張している。その理由は、何らかの病気を既に患っている人は加入できない従来の医療保険制度に反して、更に現在健康保険に加入出来ない 3,000 万人以上の保険加入が可能になること、高騰し続ける医療費を抑えることなどの利点を強調している。このように、前者と後者の「自由」の解釈が異なっているが、その対比はほぼ半々のようである。立場を明確にせず沈黙を守っているのは唯一医療保険会社である。医療保険加入者が増大すれば、利益が見込めることは明らかであるが、支持を明らかにすると宗教団体からの圧力が懸念されるためである。

26 日に始まった米国最高裁での聴聞は、この罰金を徴収する方法が課税と同じだとする観点から税金ではないかとする意見が提起され、罰金が税金の類になるのかどうかという疑問が論争の焦点になった。加入しない国民に対して、実際にその罰金を科すケースが発生する以前に、最高裁で聴聞することは、反差止命令法（Anti-Injunction Act）の法律に照らし、「時期尚早」のようである。27 日の二日目は、議会が国民に医療保険加入を強制し、2014 年までに加入しない国民に対し、2015 年の課税時期から罰金を科すことが合法的であるか否かの論議に集中した。医療保険を国民に強制する権利が議会にあると主張するなら、保険に限らず健康上、推薦可能な他の製品の購入も強制することが可能なのかどうかという質問は政府の権限が無限に拡大することを懸念する一例である。これに対し、政府側の弁護団は、医療保険を義務づけることは、医療保険を加入することで、国民が積極的に国の経済に関与することを意味し「国の経済問題に関与する通商条項に照らし、合法的である」としている。合法性の是非に関する論議に集中した 2 日目は、判事間の見解が二分したようである。

最終日 28 日の最高裁の聴聞では、オバマ政権の医療改正法で加入者の増大が見込まれているメディケイド・プログラムを各州へ参加要請する条項が不当に強制されたものであるかどうかの論争が展開された。メディケイドは 1965 年の社会保障制度の改正により制定されたもので、連邦政府と州の連帯資金プログラムとして、貧困ラインの低所得者で子供も含めて医療保険に加入できない国民を対象にした公的医療保険制度である。各州は独自の名称によるプログラムを準備し、その責任を担っている。また、1990 年代から 2010 年まで数々の法制定により、メディケイドの規模は拡大し続けている。Medicaid.gov によると、現行のメディケイド制度は政府が財政の豊かな州にはその費用の 50%、乏しい州には 75%、平均 57%を負担する助

成金を各州に提供している。子供用の医療保険プログラムを含めて現在約 6,000 万人の低所得者がこの恩恵を受けている。

オバマ政権の医療改革法が 2014 年から施行された場合、それに伴い、変化する部分は、65 歳以上を対象にしたメディケアの条件に適合せず、また、どのような医療保険にも加入する余裕のない数千万人の貧困ラインの低所得者に更なる援助を拡大することである。このような追加分に対して、施行当初から 2020 年まで連邦政府がその費用のほぼ 100%を支払い、長期的には 90%くらいまで減少させることが新たな展開になるようである。2 州を除き、ほぼすべてが共和党の知事監督下にある 26 州は、長期的に連邦政府側の助成金額が減少すれば、その分だけ州の負担が増えることや、プログラムが拡大し過ぎて、連邦政府からの資金に依存している状況で、州が連邦政府のガイドラインに従わない場合、援助金は停止されることなどを理由に「強制的」であるとし、オバマ政権の医療改正法の完全撤廃を求めている。

また最終日は、医療改正法の「強制加入」の合法性の是非に関する論争が再度重要課題となり、今後の選択の可能性が提示された点で生産性があったと思われる。オバマ政権の「強制加入は通商条項に照らし合法的である」とする主張が否定され、憲法違反の決定に至った場合、上記のメディケイド拡大案も含め、医療改正法それ自体が無効になる可能性があることを示唆しながらも、分離条項に基づき、問題のある箇所を削って使える部分は残す方法があることも示唆されている。この法の生き残りを希望するオバマ政権側は「強制加入」が憲法違反である場合、罰金などの強制部分を修正し、他 2~3 の条項を削除するのみに留めることを主張している。

現在、共和党大統領候補同士で激しい対戦を展開しているミット・ロムニーとリック・サントラムはいずれもこの法を「オバマケア」と呼び、全面撤廃を掲げている。しかし、ロムニーはマサチューセッツ州の知事時代に、「オバマケア」と類似の医療保険法を制定した事実もあって、サントラムはこれを「ロムニーケア」と呼び、「オバマケア」と同様「個人の自由を侵害するような政策」として攻撃している。無限に増え続けるメディケイド制度などは税制改正と平行して見直す必要があるかもしれない。前例のない米国は日本、イギリス、カナダ、および他の西洋諸国が制定しているような、全ての国民に開かれた平等の医療機会を与えるユニバーサル・ヘルスケアの制定が実現する日はまだ遠い可能性がある。

結論として、米国の医療改革法は 11 月の大統領選で最も重大な国内政策のひとつであり、今回の最高裁の聴聞は歴史上画期的なイベントと思われる。最高裁は現在、判事 9 名中 5 名は共和党の大統領に、他 4 名は民主党の大統領に指名されたメンバーで構成されている。前者 5 名

中4名は、聴聞中の発言からオバマ政権の医療改正法に否定的な印象もあるが、それが必ずしも投票の結果を裏づけるとは限らない。特に、5対4の投票で鍵を握るアンソニー・ケネディ判事の意向も注目される。最高裁聴聞での論争の核心部は、医療保険に加入しない個人に罰金を科すなどの「強制加入」が通商条項に照らし憲法違反であるか否かであり、最高裁の最終決定は6月末頃になることが予期されている。聴聞最終日に提示された3つの選択詞である、全面撤退、「強制加入」のみの削除、及びオバマ政権が最後の手段として要求している「強制加入」部分と他一部条項の排除に関する米議会の動向も注目される。また、オバマ政権の代表側は、既に病気を患っている人に対して、加入を拒否する保険会社の「差別」を禁止するよう最高裁に要請している。色んな意味でオバマ政権の医療改革法は重大な転換期を迎えている。